

## 防火対象物定期点検業務仕様書

### 1 業務対象

本業務は、消防法その他関係法令に基づき、防火対象物である吹田市立岸部市民センター、吹田市立千里丘市民センター及び吹田市立山田ふれあい文化センター(以下、「センター」という。)の設備等を定期的に点検し、防火設備等の機能を保持し、センター利用者の安全を確保することを目的とする。

### 2 基本的事項

- (1) 点検業務の実施には経験豊富な技術者(免許を必要とするものにあつては、免許取得者)が業務の実施をすること。
- (2) 点検業務にあたってはセンターの運営に支障のないように行うこと。

### 3 業務内容

- (1) 消防法その他関係法令に基づき、下記点検項目について点検を実施し、点検終了後は完了報告書及び上記法令に基づいた点検報告書を作成し、保存並びに関係機関への提出を行うこと。

#### ア 点検項目

- (ア) 防火管理者選任の有無。
- (イ) 消化、通報、避難訓練の実施の有無。
- (ウ) 避難階段に避難の障害となる物の有無。
- (エ) 防火戸の閉鎖に障害となる物の有無。
- (オ) カーテン等の防火対象品に防火性能を有する旨の表示が義務付けられているか。
- (カ) 消防法令の基準による消防用設備等の設置の有無。

#### イ 成果品

- (ア) 点検報告書（消防法に基づくもの）。
- (イ) 修繕箇所、方法及び見積書（必要なもののみ）。

- (2) 点検は年1回それぞれ行う。ただし、優良防火対象物として法令に基づく認定を受けた場合には、当該認定期間中の点検は免除するものとする。